労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、 ④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。



①事業の種類

日本標準産業分類から該当する 細分類項目を選択してください。 (例) 製造業>食料品製造業>水産食 料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する 小分類項目を選択してください。 (例) 生産工程従事者>製品製造・加 工処理従事者(金属製品を除く)> 食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を 選択してください。

(例)傷病名:負傷>切断 傷病部位:頭部>鼻

4 災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入し てください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。